

豊橋市がんばる個店応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市がんばる個店応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、本市で小売店舗その他主として対面で個人を取引の相手とする店舗を営む者が行う、当該店舗のリフォーム（以下「店舗リフォーム」という。）、インターネットショップの開設若しくは当該インターネットショップの環境、設備等の改善、外国人観光客を受け入れる環境の整備（以下「外国人観光客受入環境整備」という。）に要する経費に対して補助することにより、本市中小企業の経営基盤の強化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個店 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 市内に所在する店舗

イ 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に規定する、次のいずれかに該当する事業が、主要な事業（直近の年間売上高が6割以上の事業）である店舗（管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

(ア) 大分類Iの卸売業、小売業のうち小売業（中分類61の無店舗小売業を除く。）

(イ) 大分類Kの不動産業、物品賃貸業

(ウ) 大分類Lの学術研究、専門・技術サービス業中、中分類74の技術サービス業（他に分類されないもの）

(エ) 大分類Mの宿泊業、飲食サービス業（小分類766のバー、キャバレー、ナイトクラブを除く。）

(オ) 大分類Nの生活関連サービス業、娯楽業のうち生活関連サービス業

ウ 主として対面で個人を取引の相手とする店舗

エ フランチャイズチェーンでないもの。

オ チェーンストアでないもの。

カ 「豊橋市飲食店業態転換支援補助金交付要綱」に定める事業実施に伴

い、店舗リフォーム事業を申請する店舗にあつては、上記イ～オの規定にかかわらず、その要件を「豊橋市飲食店業態転換支援補助金交付要綱」に定める店舗

(2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。

(3) フランチャイズチェーン 次のいずれにも該当する店舗をいう。

ア 他の事業者（以下「本部」という。）から、特定の商標、商号等を使用する権利を付与されている店舗

イ 物品販売、サービス提供、その他の事業、経営について、本部からの援助、統制、指導に基づき、統一的な方法により実施されている店舗

ウ 上記ア、イの対価として本部に金銭を支払っている店舗

(4) チェーンストア 11以上の店舗を直接経営している単一資本が営む店舗をいう。

（補助対象者等）

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率（補助限度額を含む。）は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、補助金は、予算で定める額の範囲内で交付するものとする。

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付の対象としない。

(1) 本市に納付すべき市税を滞納している者（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく市税の徴収猶予を受けた者を除く）

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（交付の申請）

第5条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、事業実施前ま

で、豊橋市ががんばる個店応援事業補助金交付申請書（様式第1）に別表第2に掲げる書類を添えて行わなければならない。

（交付の決定）

第6条 規則第5条の規定による補助金の交付の決定は、豊橋市ががんばる個店応援事業補助金交付決定通知書（様式第7）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第7条の規定による補助金の交付の申請の取下げは、補助金の交付決定を受けた日から起算して30日以内とする。この場合において、補助金の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（計画変更等の承認）

第8条 規則第8条第1項の規定による補助事業の内容変更、中止又は廃止をしようとする場合は、豊橋市ががんばる個店応援事業補助金計画変更等承認申請書（様式第8）に計画変更等の内容が確認できる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請についてその内容を審査し適当であると認めたときは、豊橋市ががんばる個店応援事業補助金変更等承認通知書（様式第9）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第10条第1項の規定による補助事業完了の報告は、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は会計年度の末日のいずれか早い期日までに、豊橋市ががんばる個店応援事業補助金実績報告書（様式第10）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

（1）収支決算書（様式第11）

（2）補助対象経費の支出を証する書類

（3）補助事業を実施したことが確認できる写真又は成果品

（4）建築基準法第6条第1項の規定に該当する工事の場合は、検査済証の写し（事業区分が店舗リフォームの補助事業に限る。）

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 規則第11条の規定による補助金の額の確定は、豊橋市ががんばる個店応援事業補助金確定通知書（様式第12）により通知するものとする。

（財産処分の制限）

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、次に掲げる財産を市長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して

使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(1) 不動産及びその従物

(2) その他の重要な財産で、取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のもの

2 次の各号に掲げる財産について、当該各号に定める期間を経過した場合は、前項の規定は適用しない。

(1) 不動産 10年

(2) その他の財産 5年

3 補助事業者が第1項の規定により市長の承認を得て処分したことにより収入があったときは、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(検査等)

第12条 市長は、補助事業者に対して補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(書類の保存)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る書類を5年間保存しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条第1項第2号の規定は、この要綱の施行の日以後に同条第2項に規定する期間を経過するものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。